

平成26年 5月14日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成26年 5月14日  
開会 10時46分 閉会 11時12分
- 2 場 所 役場 5階会議室
- 3 出席委員 6名  
委員長 谷口和弥 副委員長 東口隆弘  
委 員 寺林俊幸 小島智恵 増田武夫 千葉幹雄  
(議長 古川稔)
- 4 欠席委員 斉藤喜志雄
- 5 傍 聴 者 岡本眞利子 芳滝仁 中橋友子 野原恵子 佐藤記者(勝毎)
- 6 説 明 員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 民生部長 川瀬俊彦  
町民課長 山岸伸雄 国保医療係長 佐藤勝博
- 7 事 務 局 局長 野坂正美 課長 萬谷司 係長 佐々木慎司
- 8 審査事件 1 付託された議案の審査について  
・議案第34号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
2 その他
- 9 審査結果 別紙

委員長 谷 口 和 弥

## ◇審査内容

(10:46 開会)

- 委員長（谷口和弥） それでは民生常任委員会を開会いたします。  
最初に、諸般の報告を事務局のほうからさせます。事務局長。
- 事務局長（野坂正美） 諸般の報告をいたします。本日、斉藤委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
- 委員長（谷口和弥） これで諸般の報告を終わります。これより議事に入ります。  
議題につきましては、先ほど本委員会に付託された議案第34号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の審査であります。審査に入ります前に各委員にお諮りいたします。担当部局より追加の説明資料を準備しているということでもありますので配布したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

- 委員長（谷口和弥） それでは、資料の配布をお願いいたします。

(説明資料配布)

- 委員長（谷口和弥） 皆さんいきましたでしょうか。それでは本委員会に付託されました議案第34号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提出者の説明を求めたいと思います。民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） それでは議案第34号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。ただいまお配りいたしました資料をご覧くださいと思います。改正条例の概要について記載した表であります。この表につきましては、左側の欄から右に向かいます、改正項目、関係条項、改正の内容、適用年月日、摘要に関して記載しております。特に関係条項の中の、法につきましては地方税法のことであり、法施行令とは地方税法施行令のことであり、及び、条例とは幕別町国民健康保険税条例のことを指しております、改正の根拠法令ということになります。

初めに改正項目の1番、課税限度額についてであります。

基礎課税額の課税限度額につきましては変更がないため51万円となります。後期高齢者支援金等課税額の課税限度額につきましては14万円から16万円に改めるものでありまして、2万円の引き上げとなります。介護納付金課税額の課税限度額につきましては、12万円から14万円に改めるものであり、2万円の引き上げとなります。従いまして課税限度額の合計額につきましては、77万円から81万円となり、4万円の引き上げとなるものであります。なお、この改正に伴う影響額につきましては、平成25年度の国保税課税ベースで試算いたしましたところ、850万2,000円の税収増になる見込みであります。

次に、改正項目の2番、国民健康保険税の軽減後の課税限度額についてであります。

7割、5割、2割の軽減措置を受けた場合に、軽減後の課税限度額につきましても、今ご説明いたしました通り、課税限度額と同様に引き上げられるというものであります。

次に、改正項目の3番、国民健康保険税の軽減措置についてであります。

7割軽減につきましては変更点はありません。5割軽減につきましては、5割軽減の対象となる世帯の、軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に納税義務者も含めることとなるものであります。このことによりまして、5割軽減の対象所得が、24万

5,000円引き上げとなるものであります。2割軽減につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の35万円から45万円に引き上げるものであります。このことによりまして、2割軽減の対象所得が被保険者1人につき10万円ずつ引き上げとなるものであります。なお、この改正に伴う影響額につきましては、同じく平成25年度の国保税課税ベースで試算しましたところ、1,511万6,000円の税収減となる見込みであります。この軽減措置に伴う国保税の減収分に対しましては、一般会計から保険基盤安定繰入金として補填されることとなります。その財源につきましては、国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1の負担割合となるものであります。総体といたしまして、課税限度額の引き上げと軽減措置の拡大に伴い、国保税そのものは、661万4,000円の減収となる見込みであります。

改正内容につきましては以上のとおりでありますけれども、本年5月1日に開催されました幕別町国民健康保険運営協議会におきまして、この改正案の諮問に対し、可とする旨の答申をいただいているところであります。以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、これより議案第34号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。増田委員。
- 委員（増田武夫） 何点か、追加の説明をお願いしたいと思うのですが、今回、この課税限度額の引き上げ、たびたび行われてきているわけですけれども、本来、国保税そのものが、他の健康保険組合と比べて、やはり税が割高になっていると、国保に加入している人たちの負担が相当重いものであるということは、たびたび議論されてきたところでもありますけれども、そうした中で、限度額が引き上げられるということ、これは、安易に会計内の財政が苦しいからということで安易に引き上げていくべきものではないと思うわけなのですけれども、引き上げられたことによって、今説明にありましたように850万円ほど、税収が増えるわけなのですけれども、そうした対象世帯はどのような変化が起こるかということで、対象世帯数などについても是非示していただきたいと思えます。また、最高限度額に達する人の所得は、収入なり所得というものが、どういう人たちがその対象になっていくのか、それも参考までにお示し願いたいと思えます。

もう一つの改正の大きな点が、軽減措置の拡大になると思うのですけれども、7割軽減のところの変更が無いということなのですけれども、5割軽減はこの措置によってどのような対象の変化、まあ5割軽減が相当多くなると思えますけれども、どういう変化が起こるのかということ、それから2割軽減についてもどのような対象者の変化があるのか、当然、一般、軽減されていない人も、2割軽減なり5割に移行していく人も出てくると思うのですが、そうした状況の変化についても示していただきたいと思えます。

もう1点でありますけれども、こうした国の色々な法的な措置の関係で、管内の市町村も対応していくと思うのですけれども、管内の市町村の対応はどうなっているのかもお示し願いたいと思えます。以上です。

- 委員長（谷口和弥） 町民課長。
- 町民課長（山岸伸雄） 増田委員のご質問について説明いたします。まず限度額の対象世帯数でございますが、後期高齢者支援金分で申しますと、311世帯が対象となるもので

す。また、介護納付金分につきましては157世帯が対象となっているということでございます。また、その所得はということなのですけれども、所得につきましては、限度額超過となる世帯の所得状況を見ますと、被保険者の数によって変わってまいります。仮に被保険者数が4名の世帯で考えますと、後期高齢者支援金分の所得で申しますと、612万6,000円。介護で申しますと、733万8,000円が、限度額の下限世帯という方になりますので、これを超えると、限度額世帯という形になるものでございます。続きまして、5割軽減、2割軽減、7割軽減の軽減判定所得につきまして、平等割で一般から2割になる方については、272世帯が増となるものでございます。また、2割世帯から5割世帯のほうに移行する方、これについては350世帯が移行しますから、減という形になりまして、2割の平等でいきますと、78世帯が減となるものでございます。

次に、2割軽減の均等割でございますが、均等割につきましては、一般から2割になる方、それについては537人、2割から5割になる方、これについては558人が減となることから、総体としましては21名が減という形になります。それと5割軽減の平等割ですが、5割軽減につきましては、2割世帯から5割軽減になる世帯については350世帯となります。そして、5割軽減の均等割につきましては、2割から5割になる人数については558人ということで、それぞれ増になる分という形になります。以上が変化の状況でございます。額で申しますと、2割で言いますと、総体で平等と均等でいきますと約58万4,000円が2割軽減として減になり、5割軽減としましては均等、平等合わせまして1,180万3,000円が増になるという形になるものでございます。

管内の状況につきましては、3月に帯広市が改定、これは税ということではなく料の形でございますので、3月に帯広市が改定いたしまして、新得、池田、本別町が4月の臨時会で改定となっているものでございます。他の自治体につきましては5月並びに6月で改定する予定ということで伺っております。以上でございます。

- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） 後期高齢者の関係の対象世帯、限度額の対象世帯が311世帯、それから介護納付金の関係で157世帯ということでありました。特にこういう世帯で多いのが、農家の世帯などが多いのだと思いますけれども、なかなかこういう金額、年間81万円が限度額になる訳ですけれども、払っていくのは大変な状況だと思います。こうした点を変えていくためにも、国の、国保に対する、それから後期高齢者、介護保険等に対する支援を強めることをきちんと求めていくことが、どうしても必要になってくるのではないかと思います。そのことも含めてこの限度額が引き上げられていくということには賛成できないわけですけれども、しかしながら、今のお話にもありましたように、5割軽減、2割軽減の措置が変わったことによって、軽減措置を受ける世帯が、低所得者についてだいぶ軽減をされて、合計で1,511万6,000円の減額になるということは、大いに評価していかなければならないし、そういう措置が今後とも強められていくということが非常に重要だと思います。そうした点で評価できる点とそうでない点が混在しているわけなのですけれども、こうした軽減措置の金額が増税になった分を上回っているということを見ると、今回の相対的には良としていかなければならないのではないかと思います。以上です。

- 委員長（谷口和弥） 他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ議案第34号に対する質疑はこれで終了いたします。説明員の方ありがとうございました。退席のために暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

- 委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。討論を行います。反対、賛成の順で行いたいと思いますが、まずはこの議案に対する反対の意見をお持ちの委員の方からの発言をお願いしたいと思います。いらっしゃいますか。それでは賛成の方の意見をお聞きしたいと思います。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） それでは賛成の立場でお話をさせていただきたいと思います。先ほど増田委員からもお話がありましたけれども、今回の改正は限度額、取れるところからはとる。ということで高額所得者からの限度額は4万円ほど上がると。これについては、もちろん反対ではありませんけれども、いかななものかな、というような思いはあるわけでもありますけれども、それにもまして、今回の改正を見ますと、低所得者、7割軽減についてはそのままということでございますけれども、2割、5割、中間層というのでしょうかね、そこに軽減を当てたというところで、非常に、中間層も今日の経済情勢を考えますと、色々と大変な時代であります。こういったところに照準を当てて軽減措置を取る、ということでありますので、私としては、今回のこの改正についてはよろしいのではないかと考えております。以上、賛成という立場でお話をさせていただきました。
- 委員長（谷口和弥） ほかに、発言される方はいらっしゃいますか。これより、採決をいたします。議案第34号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決いたしました。これで、議案第34号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の審査を終了いたします。なお、本件の報告書については、私と副委員長とで作成したいと思いますが一任いただけますでしょうか

（異議なしの声あり）

- 委員長（谷口和弥） それでは、そのようにさせていただきます。次第の2、その他がありますが、委員の皆様からなにかありますでしょうか。

（なしの声あり）

- 委員長（谷口和弥） ないようですので以上で、民生常任委員会を閉会いたします。

（11：12 閉会）